

学生の皆さんへ

～緊急事態宣言発令に際して～

2021年1月7日

学長 新井 一

本日、東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県を対象とする緊急事態宣言が発令されました。これを受けた本学の対応についてお伝えします。

今回の緊急事態宣言では、感染リスクの高い飲食店等を中心に対策が講じられ、小・中・高校への一斉休校や大学のキャンパス閉鎖等は要請されていません。こうした状況を踏まえ、本学の今学期の授業については、引き続き十分な感染対策を実施した上で、対面授業とオンライン授業を併用する現在の形を継続することとします。

なお、各学部における授業や試験および課外活動等に関する詳細情報について、必要に応じ各学部のホームページ等を通じて連絡しますので、注意して確認するようお願いいたします。

学生の皆さんに対して改めて感染対策の徹底をお願いします。

まず、この感染症を正しく理解し、正しく恐れてほしいと思います。それが、適切な対策を徹底するために必要な態度であると考えます。その上で「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応方針について（第7報）」を再確認し、確実に実行してください。一人ひとりが順天堂大学の一員としての自覚を持ち、新型コロナウイルス感染症に感染しない、感染させないための対策を徹底し、日常生活を送るようお願いいたします。